

保護者の方へ

ひむき保育園

- お子さんの薬は、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合、万全を期するため「与薬依頼票」に必要事項を記載していただき、薬に添付して保育者もしくは看護師に手渡してください。
- 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいは、その医師の処方によって薬局で調剤されたものに限りです。保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。
- 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は、医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用にあたっては、その都度、保護者にご連絡しますのでご了承ください。初めて使用する座薬については対応できません。
- 「熱が出たら…」 「咳がでたら…」 「発作が起こったら…」 というように、症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、その都度、保護者にご連絡することになります。
- 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の、日常における投薬や処置については、子どもの主治医または嘱託医の指示に従うとともに、相互の連携を密にするようにしてください。
- 持参する薬について
 - ① 医師が処方した薬には、毎回「与薬依頼票」を添付して下さい。なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
 - ② 使用する薬は、1回ずつ、当日分のみご用意ください。
 - ③ 袋や容器にお子さんの名前を記載してください。
- 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇時から〇時まで保育園に在園していること、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。
- 食物アレルギーによる食物制限は医療行為です。専門医の食事処方が必要です。
- この様式は貸し出し絵本棚の上に常時置いておきます。園児の担任か他の職員へ薬と一緒に手渡してください。
- ご不明な点は、保育士もしくは看護師までお尋ねください。

与薬依頼票 (保護者記載用) 年 月 日 ()

依頼先	ひむき保育園		
依頼者	子ども氏名		
	保護者連絡先(電話番号)		
	保護者氏名		
主治医	(病院・医院) 電話番号		
病名と症状	※詳しく記入してください		
	① 持参した薬は、 年 月 日に処方された 日分のうちの 本日(月 日)分 使用する時間は、(食前 ・ 食後 ・ その他) ② 保管は 室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他 () ③ くすりの剤型(該当するものに〇) 粉・液(シロップ)・外用薬・その他 () ④ くすりの内容 抗生物質・鼻水止め・咳止め・下痢止め・目薬・塗り薬 その他() ⑤ 量 (包)		
	⑥ 外用薬などの使用方法		
	⑦ その他注意事項		
	薬剤情報提供書 (あり・ なし)		
保育園 記載	受領者サイン	名前	月 日 時 分
	投与者サイン	名前	
	投与時刻		月 日 午前・午後 時 分
	実施状況など		